

1963年3月8日(第7日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時25分~午後5時37分)

2. 出席議員は次のとおりである。

議席氏名	議席氏名	議席氏名	議席氏名
1番 天久豪太郎	2番 比嘉定亮	3番 天久盛雄	
4番 安次富盛信	5番 石川真六	6番 仲村春果	
7番 稻嶺正康	9番 安里安明	10番 又吉正弘	
11番 石川繁	12番 大川昇	13番 伊佐真得	
14番 仲村喜永	15番 宮城盛昌	16番 官里敏行	
17番 伊佐貞寿	18番 中里幸助	19番 武島行男	
20番 仲村盛光	21番 古波藏清次郎		

3. 欠席議員は次のとおりである。

8番 生田英正

4. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明者として出席したものは、次のとおりである。

市長 仲村春勝 助役 呉屋真徳 収入役 仲村春松
総務課長 松川正義 財政課長 当山全喜 経済課長 沢し安一
建設課長 桑江良徳 水道課長 奥里将俊

5. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川正義。 書記 照屋毅。 伊佐正義。

6. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 議案第10号, 請負契約を結ぶことについて。

日程第2. 決議案第2号, 議員の本土派遣について。

日程第3. 諮問第1号, 宜野湾都市計画街路決定について。

日程第4. 諮問第2号, 宜野湾都市計画市街地計画区域決定について。

- 目定第5. 諮問第3号, 宜野湾都市計画用途地域決定について。
目程第6. 諮問第4, 宜野湾都市計画交通広場決定について。
目程第7. 諮問第5号, 宜野湾都市計画停留所決定について。
目程第8. 諮問第6号, 宜野湾都市計画自動車駐車場決定について。
目程第9. 諮問第7号, 宜野湾都市計画排水路決定について。
目程第10号諮問第8号, 宜野湾都市計画中央卸売市場決定について。
目程第11. 諮問第9号, 宜野湾都市計画埋立区域決定について。
目程第12. 諮問第10号, 宜野湾都市計画土地区画整理区域決定について。
目程第13. 諮問第11号, 宜野湾市行政区画設置規程の設定について。
目程第14. 陳情第2号, 行政区画設置善処方陳情について。

7. 会議の顛末

議長～出席17名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので、只今より(第7日目)の会議を開きます。
(午前10時25分)

議長～目程第1. 議案第10号, 請負契約を結ぶことについてを上程致します
書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～提案の理由はプリントにあるとおりであります。
場所はサックスの前から普天間のハウジングの前の北側の排水がどうも
うまく行かないので、周辺が迷惑し又町の美化からもよくないので、今
の度政府の補助によつて工事をやるようになっておりますので、提案し
てあります。宜しく御審議の程をお願申し上げます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

建設課長～では私から一応入札の結果を御説明申し上げます。

入札に参加した者は、16社であります。山城13,000\$, いと敷12,980\$,
平良11,900\$, 大浜11,890\$, 平安山12,000\$, 新垣12,100\$,
浜田12,000\$, 仲宗根12,100\$, 池端12,100\$, 比嘉11,850\$, 仲村11,935\$,
王那覇13,000\$, 多和田11,950\$, 伊佐13,492\$, 新垣12,000\$,
その内予定価格内に入ったのが、比嘉義雄11,850\$でこの人落札者になつて
おります。

工事の内容については、松村組あとのあんきようがありますが、そこか

らサックスの前の排水コンクリート工事であります。
ふたは打込みで、長サは531.70米、これは場所によつてこう配の関係
で排水の幅は違いますが、平均して上幅が1.09米、下幅が0.95米、
大きい所になると1.60米の所もあります。

16番～契約の相手方の信用度について、おわかりの範囲を御説明願います。

建設課長～入札前に建設事務所にて伺いまして、適当な業者を指名推薦してもらい
たいと依頼して、向うからの推薦であります。比嘉氏は本市では工事を
施行したことはありませんが、他においては建設業、農地関係の工事を
やつて、良い成績を残しているようであります。

18番～場所は松村組の事務所前から天満ビルの前までか。

建設課長～レインボーの前の通りからサックスの前の交叉する処まであります。

18番～全額政府補助であるのか、又民政府補助であるのか。

建設課長～政府補助であります。

18番～市の負担すべきのがありますか。

建設課長～はい、あります。

18番～15,850\$の内、市負担はいくらか。

建設課長～2割が市負担であります。

3番～これは排水施設となつておりますが、道路を完備するには、是非排水
が必要で、未だ設計書も見えないが、排水溝の道路に対する位置、歩道
等も是非必要だと思ふが。

議長～暫休憩致します(午前10時37分)

議長～再開致します(午前10時45分)

1番～都市計画によりますと、30号線が拡張されることになつておりますが
本排水を造ることによつて将来支障はないかどうか。

建設課長～ハウチング側に拡張する計画であります。

議長～本案に対する質疑も大体つきたと思ひますが、質疑を打切つて良いか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。

・～討論を求めます。

19番～該排水路は多年から普天間開放地の住民が雨期の度ごとにしん水し、非常に困っておりますので、早急に施行すべきものであると思っておりますので原案に賛成致します。

議長～外にありませんか。なければ討論を打ち切りたいと思っておりますが。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を打切ることに致します。

議長～では議案第10号、請負契約を結ぶことについてを表決に付します。原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、議案第10号、請負契約を結ぶことについてを全会一致でもって、原案通り可決決定致します。

議長～暫休憩致します(午前10時50分)

議長～午前10時55分)

議長～只今配布致しました決議案第2号を日程に追加するかどうかお伺い致します。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、決議案第2号議員の本土派遣についてを、~~日程2~~に追加することに致します。

議長～日程第2。決議案第2号、議員の本土派遣についてを議題と致します。書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の御説明を求めます。

16番～本土研修については、いわゆる市昇格以来、今後大きな執行という問題

もあり、又末端行政の改変等もあり、これを理想の線までもつて行くには、どうしても先進地の本土議会並びに市制をつぶさに見て来ると云うことが大きな成果を上げることが出来るのではないかと云う意味で提案してあります。又派遣先の件につきましても、立前からは、本土の都道府県のどこと云うように示めすべきであると思いますが、この問題は派遣人員とも関連致しますし、研修目標とも関連致しますので、人員も決定してから行先地、日程等も具体的に打合せて、後公表したいと考えておりますので、宜しく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します（午前11時）

議長～（再開致します 午前11時15分）

議長～質疑省略の声がありますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め質疑を省略することに致します。

議長～討論を求めます。

1番～本決議案に対しては、提案者からも説明がありましたように、都市計画機構改革、末端行政のありかた等も先進地である所の本土をつぶさに見て研修すると云うことは是非必要だと思しますので、原案に賛成致します。

議長～外にありませんか、なければ討論を打ち切りたいと思いますが。

（異議なしと認ぶ）

議長～御異議がないものと認め本案に対する討論を打ち切ることに致します。

議長～では決議案第2号議員の本土派遣についてを表決に付します、原案に御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め、決議案第2号、議員の本土派遣についてを、原案通り可決決定致します。

議長～暫休憩致します(午前11時20分)

議長～再開致します(午前11時59分)

議長～ 日程第3. 諮問第1号, 宜野湾都市計画街路決定について。
日程第4. 諮問第2号, 宜野湾都市計画市街地計画区域決定について。
日程第5. 諮問第3号, 宜野湾都市計画用途地域決定について。
日程第6. 諮問第4号, 宜野湾都市計画交通広場決定について。
日程第7. 諮問第5号, 宜野湾都市計画停留所決定について。
日程第8. 諮問第6号, 宜野湾都市計画自動車駐車場決定について。
日程第9. 諮問第7号, 宜野湾都市計画排水路決定について。
日程第10. 諮問第8号, 宜野湾都市計画中央卸売市場決定について。
日程第11. 諮問第9号, 宜野湾都市計画埋立区域決定について。
日程第12. 諮問第10号, 宜野湾都市計画土地地区画整理区域決定について。
以上の10諮問案件は関連致しますので, 一括上程致します。
本案件は質疑の段階において継続審議になっておりましたので, 質疑を願います。

16番～本諮問案件については, 充分質疑もつくされたと思いますので, 質疑打切の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので, 動議は成立致しましたお諮り致します。動議の通り質疑を打切ることにより御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め, 諮問第1号から諮問第10号までの質疑を打切ること致します。

議長～本諮問案件(諮問第1より諮問第10号まで)に対する討論を求めます。

5番～本諮問案件は(諮問第1号より諮問第10号まで)全部重要な案件であり, 調査にも相当な期間を要するのでありますが, 何しろ審議期間がそろそろされますので, 自信ある答申をするまでの資料も持ち合せておりません。それこれ当局の出された案を一応妥当の案として, 諮問案通り可とする答申をすることに賛成致します。

議長～外に変わった意見はございませんか。なければ討論を打ち切りたいと思っておりますが。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、討論を打切ることと致します。

議長～では諮問第1号、宜野湾都市計画街路決定についてを表決に付します。
諮問案通り可として答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものとして、諮問第1号、宜野湾都市計画街路決定についてを、諮問案通り可として答申することに決定致します。

議長～諮問第2号、宜野湾都市計画市街地計画区域決定についてを表決に付します。
諮問案通り答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、諮問第2号、宜野湾都市計画市街地計画区域決定についてを、諮問案通り可として答申することに決定致します

議長～諮問第3号、宜野湾都市計画用途地域決定についてを表決に付します
諮問案通り可として答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、諮問第3号、宜野湾都市計画用途地域決定についてを、諮問案通り可として答申することに決定致します。

議長～諮問第4号、宜野湾都市計画交通広場決定についてを表決に付します
諮問案通り可として答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、諮問第4号、宜野湾都市計画交通広場決定についてを、諮問案通り可として答申することに決定致します。

議長～諮問第5号、宜野湾都市計画停留所決定についてを表決に付します。
諮問案通り可として答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、諮問第5号、宜野湾都市計画停留所決定については、諮問案通り可として答申することに決定致します。

議 長～諮問第6号、宜野湾都市計画自動車駐車場決定についてを表決に付します。

諮問案通り可として答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、諮問第6号、宜野湾都市計画自動車駐車場決定についてを、諮問案通り可として答申することに決定致します。

議 長～諮問第7号、宜野湾都市計画排水路決定についてを表決に付します。諮問案通り可として答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、諮問第7号宜野湾都市計画排水路決定についてを、諮問案通り可として答申することに決定致します。

議 長～諮問第8号、宜野湾都市計画中央卸売市場決定についてを表決に付します。

諮問案通り可として答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、諮問第8号、宜野湾都市計画中央卸売市場決定についてを、諮問案通り可として答申することに決定致します。

議 長～諮問第9号、宜野湾都市計画埋立区域決定についてを表決に付します。諮問案通り可として答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、諮問第9号、宜野湾都市計画埋立区域決定についてを、諮問案通り可として答申することに決定致します。

議 長～諮問第10号、宜野湾都市計画土地区画整理区域についてを表決に付します。

諮問案通り可として答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、諮問第10号、宜野湾都市計画士地区画整理区域決定についてを、諮問案通り可として答申することに決定致します。

議 長～暫休憩致します(午後零時7分)

議 長～再開致します(午後2時20分)

議 長～日程13、諮問第11号、宜野湾市行政区画設置規定の設定についてを議題と致します。
本諮問案件は質疑の段階において、継続審議になつておりましたので引続き質疑を願います。

議 長～暫休憩致します。(午後2時23分)

議 長～再開致します。(午後3時10分)

16番～動議を提出致します。本諮問案件については、今後の末端行政をスムーズに運営するために提案されたと思いますが、特に本諮問案件については、部落的な諸問題もありますので、特別委員会を設置して、その委員会に付託して審議させたい。

(賛成と呼ぶものあり)

議 長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しましたお語り致します。動議のとおり特別委員会を設置して、その審査を委員会に付託することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本諮問案件は特別委員会を設置して、審査させることに致します。

議 長～特別委員会の名称並びに構成メンバーについて、お語り致します。

16番～特別委員会の名称は行政区画設置特別委員会とし、委員の構成については、10名以内として、委員の選任は議長一任にしたい。
尚又審査の方法については、閉会中でも審査をして次の議会までに報告するようにしたい。

議長～只今の御意見のように、名称は行政区画設置特別委員会とし、構成メンバーは10名以内として、その選任は議長一任と。尚又審査の方法としては、閉会中も審査して次の議会までに報告するようにとのことですが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、左称決定致します。
ては委員を指名致します。1番、天久 豪太郎。2番、比嘉 定亮。3番、天久 盛雄。4番、安次富 盛信。5番、石川 真六。9番、案里 安明。10番、又吉 正弘。12番、大川 昇。14番、仲村 喜永。20番、仲村 盛光。以上10名を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左称決定致します。

議長～暫休憩致します(午後3時20分)

議長～再開致します(午後3時25分)

議長～諮問第11号宜野湾市行政区画設置規程の設定についてを、只今指名致しました行政区画設置特別委員会に付託することに致します。
尚審査の方法と致しましては、閉会中も審査して次の議会までに報告するよう致します。

議長～暫休憩致します(午後3時26分)

議長～再開致します(午後3時38分)

議長～只今配布致しました陳情書が参っておりますが、その処理方法についてお諮り致します。

4番～受理して日程に追加して審査すべきであると思います。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないようでありますので、受理して日程に追加することに致します。

議長～日程第14、陳情第2号、行政区画設置善処方についてを議題と致します。

議 長～書記をして朗読せしめます。

議 長～本陳情に対する質疑を求めます。

1 番 ～本陳情案件の趣旨は行政区画設置変更の善処方であり、先に特別委員会に付託した諮問第11号とも関連致しますので、特別委員会に付託して、閉会中も審査して次の議会までに報告するよう、動議を提出致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議 長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しましたお話し致します。動議のとおり本陳情案件は行政区画設置特別委員会に付託して継続審査させることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、陳情第2号、行政区画設置善処方陳情については、特別委員会に付託して継続審査をさせることに決定致します

議 長～暫休憩致します(午後3時45分)

議 長～再開致します(午後4時)

議 長～只今定刻4時であります。後暫く時間延長をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので、時間延長をすることに決定致します。

議 長～全日程終了致しましたので、こぞを以つて第7回宜野湾市議会定例会を閉会することに致します。

長期間にわたり、慎重なる御審議どうも御苦労様でした。

議 長～閉会(5時37分)